

令和6年

第2回

石川町議会定例会提出議案書

令和6年 3月 7日提出

第2回石川町議会定例会提出議案

議案第 3号	石川町第6次総合計画基本構想の改定 及び後期基本計画の策定について	1
議案第 4号	石川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第 5号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の 一部を改正する条例	3
議案第 6号	石川町職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例	5
議案第 7号	石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	6
議案第 8号	石川町手数料条例の一部を改正する条例	9
議案第 9号	石川町立歴史民俗資料館設置条例の 一部を改正する条例	11
議案第10号	石川町介護保険条例の一部を改正する条例	15
議案第11号	石川町指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例等の 一部を改正する条例	18
議案第12号	石川町営住宅等条例の一部を改正する条例	86
議案第13号	石川町水道事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例	91
議案第14号	石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例の一部を改正する条例	92
議案第15号	石川町給水条例の一部を改正する条例	93
議案第16号	石川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準 並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 の一部を改正する条例	95

議案第17号	令和5年度石川町一般会計補正予算（第10号）	96
議案第18号	令和5年度石川町国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）	96
議案第19号	令和5年度石川町後期高齢者医療 特別会計補正予算（第3号）	96
議案第20号	令和5年度石川町宅地造成事業 特別会計補正予算（第2号）	97
議案第21号	令和6年度石川町一般会計予算	98
議案第22号	令和6年度石川町国民健康保険特別会計予算	98
議案第23号	令和6年度石川町後期高齢者医療特別会計予算	98
議案第24号	令和6年度石川町介護保険特別会計予算	99
議案第25号	令和6年度石川町母畑財産区特別会計予算	99
議案第26号	令和6年度石川町中谷財産区特別会計予算	99
議案第27号	令和6年度石川町土地開発事業特別会計予算	100
議案第28号	令和6年度石川町宅地造成事業特別会計予算	100
議案第29号	令和6年度石川町水道事業会計予算	100

議案第 3号

石川町第6次総合計画基本構想の改定及び後期基本計画の策定について

上記の議案を石川町議会基本条例(令和4年条例第15号)第10条の規定により、別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

議案第 4 号

石川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

石川町監査委員に関する条例（昭和54年条例第1号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(事務の処理) 第2条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、 <u>第242条第1項又は第243条の2第3項</u> の規定による監査の請求又は要求があった場合は、10日以内に監査に着手しなければならない。	(事務の処理) 第2条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、 <u>第242条第1項又は第243条の2の8第3項</u> の規定による監査の請求又は要求があった場合は、10日以内に監査に着手しなければならない。
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

引用している地方自治法の改正により条ずれが生じたため。

議案第 5号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 非常勤職員</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（<u>地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項</u>）の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するもの</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号</u>）の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するもの</p>

現行	改正案
<p>には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(退職派遣者を採用することができない場合)</p> <p>第12条 法第10条第1項に規定するその 他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法_____ _____その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号の規定による免職の処分を行うことが適当と認められるときとする。</p>	<p>には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(退職派遣者を採用することができない場合)</p> <p>第12条 法第10条第1項に規定するその 他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法(明治40年法律第45号)その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号の規定による免職の処分を行うことが適当と認められるときとする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

公益的法人等への職員の派遣について、非常勤職員の派遣を可能にするため、条例を改正するため。

議案第 6 号

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

石川町職員の給与に関する条例（昭和41年条例第6号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(通勤手当) 第12条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、 <u>67,900円</u> を超えない範囲内で町長が規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (3) (略) 3～6 (略)	(通勤手当) 第12条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、 <u>70,600円</u> を超えない範囲内で町長が規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (3) (略) 3～6 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

ガソリン価格の変動等を勘案し、職員の自動車等の使用距離に応じて定める通勤手当額の限度額を改めるため。

現行	改正案
<p>イム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条_____において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第4項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略） （追加）</p>	<p>イム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第4項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略） <u>（勤勉手当）</u></p> <p><u>第24条の2 給与条例第22条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第22条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定を整備する等のため、所要の改正を行うため。

議案第 8 号

石川町手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町手数料条例の一部を改正する条例

石川町手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

現行		改正案	
(手数料を徴収しないものの範囲)		(手数料を徴収しないものの範囲)	
第7条 (略)		第7条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
(追加)		3 <u>前2項の規定にかかわらず、多機能端末機</u> <u>(本町の電子計算機と電気通信回線で接続</u> <u>された端末機で、利用者自らが必要な操作を</u> <u>行うことにより、証明書等を自動的に交付す</u> <u>る機能を有するものをいう。以下同じ。)</u> を <u>利用する申請又は請求については、手数料を</u> <u>徴収する。</u>	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～23 略		1～23 略	
24 印鑑に関する証明	1件につき 200円	24 印鑑に関する証明	1件につき 200円 <u>(多</u> <u>機能端末機による交付</u> <u>の場合は、100円)</u>
25～27 略		25～27 略	
28 住民票の写交付	1件につき 200円	28 住民票の写交付	1件につき 200円 <u>(多</u> <u>機能端末機による交付</u> <u>の場合は、100円)</u>
29～44 略		29～44 略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

多機能端末機による交付の場合の金額について改正をするため。

議案第 9号

石川町立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例

石川町立歴史民俗資料館設置条例（昭和49年条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 歴史民俗資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川町立歴史民俗資料館</td> <td>石川町字高田200の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(入館の許可等)</p> <p>第4条 資料館に入館しようとする者は、石川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(追加)</p>	名称	位置	石川町立歴史民俗資料館	石川町字高田200の2	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 歴史民俗資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川町立歴史民俗資料館</td> <td>石川町字長久保96番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理)</p> <p>第3条 石川町立歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）は、石川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(入館の許可等)</p> <p>第5条 教育委員会は、資料館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(観覧料)</p> <p>第6条 資料館を観覧しようとする者から観覧料を徴収する。</p> <p>2 観覧料は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 観覧料は前納とする。</p>	名称	位置	石川町立歴史民俗資料館	石川町字長久保96番地
名称	位置								
石川町立歴史民俗資料館	石川町字高田200の2								
名称	位置								
石川町立歴史民俗資料館	石川町字長久保96番地								

現行	改正案
(追加)	<p><u>(観覧料の免除)</u></p> <p><u>第7条 次の各号のいずれかに該当する者については、観覧料を免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 教育課程に基づく学習活動として観覧する町立の学校の生徒、児童及びこれらの引率者</u></p> <p><u>(2) その他教育委員会が適当と認めた者</u></p>
(追加)	<p><u>(施設の使用許可)</u></p> <p><u>第8条 教育委員会は、資料館の運営に支障のない範囲で、多目的室、美術展示室(以下「施設」という。)の使用を許可することができる。</u></p> <p><u>2 施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、前項の許可に条件を付すことができる。</u></p>
(追加)	<p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第9条 前条の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p>
(追加)	<p><u>(使用の制限)</u></p> <p><u>第10条 教育委員会は、施設を使用しようとする者が第5条各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことができる。</u></p>
(追加)	<p><u>(使用の許可の取消し)</u></p> <p><u>第11条 教育委員会は、施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の許可を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 許可を受けた使用目的以外に使用したとき。</u></p> <p><u>(4) 使用又は使用する権利を譲渡し、又</u></p>

現行	改正案
<p>(追加)</p>	<p><u>は転貸したとき。</u> <u>(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に不相当と認めたとき。</u> <u>(原状回復)</u> 第12条 使用者は、その使用の目的を終了したときは、速やかに使用場所を原状に復帰しなければならない。</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(行為の制限)</u> 第13条 施設内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。 <u>(1) 物品を宣伝し、又は販売すること。</u> <u>(2) 広告物を掲示し、又は配布すること。</u></p>
<p>(追加)</p> <p>(利用者の賠償責任)</p>	<p><u>(観覧料等の返還)</u> 第14条 既納の観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 <u>(損害賠償等)</u></p>
<p>第5条 利用者は、利用中に施設、資料等をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <hr/> <hr/>	<p>第15条 資料館の設備又は資料を滅失し、又は損傷した者は、教育委員会の指示に従い、その負担においてこれを補填し、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。</p>
<p>(追加)</p> <p>(利用の方法)</p>	<p><u>(運営協議会)</u> 第16条 資料館の適正な運営を図るため、石川町立歴史民俗資料館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>
<p>第6条 資料館を利用する者は、資料館の管理上必要な事項を守り、職員の指示に従わな</p>	<p>(削除)</p>

現行	改正案																							
<p><u>ればならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(委任)</p> <p>第17条 (略)</p> <p><u>別表第1 (第6条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">内容</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">観覧料 (一人あたり)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">個人</th> <th style="text-align: center;">団体 (20人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">常設展示</td> <td style="text-align: center;">一般・学生</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">250円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障がい者 手帳保持者、小・ 中・高校生</td> <td style="text-align: center;">150円</td> <td style="text-align: center;">120円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別その他の 展示</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">2,000円以内で町長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 保護者同伴の未就学児は無料とする。</p> <p><u>別表第2 (第9条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">多目的室</td> <td style="text-align: center;">1時間につき 600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美術展示室</td> <td style="text-align: center;">1時間につき 250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	内容	区分	観覧料 (一人あたり)		個人	団体 (20人以上)	常設展示	一般・学生	300円	250円	障がい者 手帳保持者、小・ 中・高校生	150円	120円	特別その他の 展示	2,000円以内で町長が別に定める額			区分	使用料	多目的室	1時間につき 600円	美術展示室	1時間につき 250円
内容	区分			観覧料 (一人あたり)																				
		個人	団体 (20人以上)																					
常設展示	一般・学生	300円	250円																					
	障がい者 手帳保持者、小・ 中・高校生	150円	120円																					
特別その他の 展示	2,000円以内で町長が別に定める額																							
区分	使用料																							
多目的室	1時間につき 600円																							
美術展示室	1時間につき 250円																							

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

石川町立歴史民俗資料館の移転等に伴い、改正を行うため。

議案第10号

石川町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町介護保険条例の一部を改正する条例

石川町介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(保険料率) 第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号</u> に掲げる者 <u>33,600円</u> (2) <u>令第39条第1項第2号</u> に掲げる者 <u>50,400円</u> (3) <u>令第39条第1項第3号</u> に掲げる者 <u>50,400円</u> (4) <u>令第39条第1項第4号</u> に掲げる者 60,480円 (5) <u>令第39条第1項第5号</u> に掲げる者 67,200円 (6) <u>令第39条第1項第6号</u> に掲げる者 80,640円 (7) <u>令第39条第1項第7号</u> に掲げる者 87,360円 (8) <u>令第39条第1項第8号</u> に掲げる者 100,800円 (9) <u>令第39条第1項第9号</u> に掲げる者 114,240円 (10) <u>令第39条第1項第10号</u> に掲げ	(保険料率) 第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号</u> に掲げる者 <u>30,570円</u> (2) <u>令第38条第1項第2号</u> に掲げる者 <u>46,030円</u> (3) <u>令第38条第1項第3号</u> に掲げる者 <u>46,360円</u> (4) <u>令第38条第1項第4号</u> に掲げる者 60,480円 (5) <u>令第38条第1項第5号</u> に掲げる者 67,200円 (6) <u>令第38条第1項第6号</u> に掲げる者 80,640円 (7) <u>令第38条第1項第7号</u> に掲げる者 87,360円 (8) <u>令第38条第1項第8号</u> に掲げる者 100,800円 (9) <u>令第38条第1項第9号</u> に掲げる者 114,240円 (10) <u>令第38条第1項第10号</u> に掲げ

<p>る者 127,680円 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>る者 127,680円 <u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げ</u> る者 141,120円 <u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げ</u> る者 154,560円 <u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げ</u> る者 161,280円</p>
<p><u>2 令和3年度から令和5年度までの令第39</u> <u>条第1項第6号イの町の定める額は、120</u> <u>万円とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>3 令和3年度から令和5年度までの令第39</u> <u>条第1項第7号イの町の定める額は、210</u> <u>万円とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>4 令和3年度から令和5年度までの令第39</u> <u>条第1項第8号イの町の定める額は、320</u> <u>万円とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>5 令和3年度から令和5年度までの令第39</u> <u>条第1項第9号イの町の定める額は、500</u> <u>万円とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>6 所得の少ない第1号被保険者についての保</u> <u>険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当す</u> <u>る者の令和3年度から令和5年度までの各年</u> <u>度における保険料率は、同号の規定にかかわ</u> <u>らず、20,160円とする。</u></p>	<p><u>2 所得の少ない第1号被保険者についての保</u> <u>険料の減額賦課に係る前項第1号に該当す</u> <u>る者の令和6年度から令和8年度までの各年</u> <u>度における保険料率は、同号の規定にかかわ</u> <u>らず、19,150円とする。</u></p>
<p><u>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1</u> <u>号被保険者についての保険料の減額賦課に係</u> <u>る令和3年度から令和5年度までの各年度に</u> <u>おける保険料率について準用する。この場合</u> <u>において、同号中「50,400円」とある</u> <u>のは、「33,600円」と読み替えるものと</u> <u>する。</u></p>	<p><u>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1</u> <u>号被保険者についての保険料の減額賦課に係</u> <u>る令和6年度から令和8年度までの各年度に</u> <u>おける保険料率について準用する。この場合</u> <u>において、同号中「46,030円」とある</u> <u>のは、「32,590円」と読み替えるものと</u> <u>する。</u></p>
<p><u>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第</u> <u>1号被保険者についての保険料の減額賦課に</u> <u>係る令和3年度から令和5年度までの各年度</u> <u>における保険料率について準用する。この場</u> <u>合において、同号中「50,400円」とある</u> <u>のは、「47,040円」と読み替えるもの</u> <u>とする。</u></p>	<p><u>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第</u> <u>1号被保険者についての保険料の減額賦課に</u> <u>係る令和6年度から令和8年度までの各年度</u> <u>における保険料率について準用する。この場</u> <u>合において、同号中「46,360円」とある</u> <u>のは、「46,030円」と読み替えるもの</u> <u>とする。</u></p>

議案第 1 1 号

石川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(石川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 石川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 5 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)
第 6 条 (略)	第 6 条 (略)
2 ~ 4 (略)	2 ~ 4 (略)
5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)
(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第 1 1 0 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第 4 7 条第 4 項第 5 号、第 6 4 条第 1 項、 <u>第 6 5 条</u> 、第 8 2 条第 6 項、第 8 3 条第 3 項及び第 8 4 条において同じ。)	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第 1 1 0 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第 4 7 条第 4 項第 5 号、第 6 4 条第 1 項、 <u>第 6 5 条第 1 項</u> 、第 8 2 条第 6 項、第 8 3 条第 3 項及び第 8 4 条において同じ。)
(6) ~ (1 0) (略)	(6) ~ (1 0) (略)
<u>(1 1) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 1 8 年法律第 8 3 号)附則第 1 3</u>	(削除)

現行	改正案
<p>掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロム</u> <u>その他これらに準ずる方法により一定の</u> <u>事項を確実に記録しておくことができる</u> <u>物</u></p> <p>_____</p> <p>_____をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p>	<p>掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p>

現行	改正案
<p>(掲示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>_____を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(追加)</p>	<p>(掲示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、_____重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第20条第2項に規定する<u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>

現行	改正案
<p><u>(5) 第28条に規定する</u> 石川町への通知に係る記録</p> <p><u>(6) 第38条第2項に規定する</u> 苦情の内容等の記録</p> <p><u>(7) 第40条第2項に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p><u>(6) 第28条の規定による</u>石川町への通知に係る記録</p> <p><u>(7) 第38条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(8) 第40条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>(訪問介護員等の員数)</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p>
<p>第47条 (略)</p>	<p>第47条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>	<p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>
<p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(1)～(10) (略)</p>
<p><u>(11) 指定介護療養型医療施設</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(12) (略)</u></p>	<p><u>(11) (略)</u></p>
<p>5～7 (略)</p>	<p>5～7 (略)</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>同一敷地内の他の事業所、施設等</u>(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の他の事業所、施設等</u>と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合で</p>	<p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は_____他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該_____他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合で</p>

現行	改正案
<p>あつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p><u>（5）</u> （略）</p> <p><u>（6）</u> （略）</p> <p><u>（7）</u> （略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第58条 （略）</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 次条において準用する第20条第2項に規定する <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p>	<p>あつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>（5） 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>（6） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>（7）</u> （略）</p> <p><u>（8）</u> （略）</p> <p><u>（9）</u> （略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第58条 （略）</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p><u>(3) 次条において準用する第28条に規定する石川町への通知に係る記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>	<p><u>(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第28条の規定による石川町への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>
<p>(管理者)</p> <p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由</u></p>

現行	改正案
	<u>を記録しなければならない。</u>
(5) (略)	(7) (略)
(6) (略)	(8) (略)
(記録の整備)	(記録の整備)
第59条の19 (略)	第59条の19 (略)
2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
(追加)	(3) <u>第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>
(3) 次条において準用する第28条に規定する石川町への通知に係る記録	(4) 次条において準用する第28条の規定による石川町への通知に係る記録
(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録	(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(6) (略)	(7) (略)
(準用)	(準用)
第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この	第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この

現行	改正案
<p>場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければ</p>	<p>場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければ</p>

現行	改正案
<p>ならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p>ならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</p>	<p>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</p>
<p>第59条の29 (略)</p>	<p>第59条の29 (略)</p>
<p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る<u>指定居宅介護支援事業</u>に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p>	<p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る<u>指定居宅介護支援事業者</u>に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p>	<p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p>
<p>第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>
<p><u>(3)</u> (略)</p>	<p><u>(5)</u> (略)</p>
<p><u>(4)</u> (略)</p>	<p><u>(6)</u> (略)</p>
<p><u>(5)</u> (略)</p>	<p><u>(7)</u> (略)</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第59条の37 (略)</p>	<p>第59条の37 (略)</p>
<p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対す</p>	<p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対す</p>

現行	改正案
<p>る指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(追加)</p> <p><u>(4) 次条において準用する第28条に規定する石川町への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第65条 (略)</p>	<p>る指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第28条の規定による石川町への通知に係る記録</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第65条 (略)</p>

現行	改正案
<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設</u></p> <hr/> <p>の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設</u>の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

現行	改正案
<p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する<u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>(3)</u> 次条において準用する第28条に規定する<u>石川町への通知に係る記録</u></p> <p><u>(4)</u> 次条において準用する第38条第2項に規定する<u>苦情の内容等の記録</u></p>	<p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による<u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p><u>(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第28条の規定による石川町への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p>

現行	改正案
<p>とができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条_____及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>とができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、<u>第192条第3項</u>及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。</p> <p>イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p> <p>ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下_____「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。</p> <p>イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p> <p>ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室(以下<u>この号</u>において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの</p>

現行	改正案
<p>利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(追加)</p>	<p>利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前号</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、<u>その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p>

現行	改正案
<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する石川町への通知に係る記録</p>	<p><u>立 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的</u> <u>的に実施すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による石川町への通知に係る記録</p>

現行	改正案
<p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する<u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する<u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) (略)</p>	<p>(6) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) (略)</p>
<p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第125条 (略)</p>	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第125条 (略)</p>

現行	改正案
(追加)	<p><u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>
(追加)	<p><u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。</u></p>
(追加)	<p><u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>
(追加)	<p><u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>
(追加)	<p><u>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当</u></p>

現行	改正案
<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する石川町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症</p>	<p><u>該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による石川町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、<u>第104条及び第106条の2</u>の規定は、指定認知症</p>

現行	改正案
<p>対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>病院 介護支援専門員(指定介護療</u></p>	<p>対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p><u>養型医療施設の場合に限る。）</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設</p>	<p><u>(2)</u> (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p><u>11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u></p> <p><u>(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p><u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p><u>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ウ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u></p> <p><u>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u></p> <p><u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設</p>

現行	改正案
<p>ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）<u>若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務</u>に従事することができるものとする。</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第147条（略）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は_____</p> <p><u>他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）_____</p> <p>_____に従事することができるものとする。</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第147条（略）</p> <p>2 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>（1） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>（2） 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護</u></p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第148条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する石川町への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第148条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による石川町への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

現行	改正案
<p>(8) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第99条及び第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める</p>

現行	改正案
<p>職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 病院 栄養士又は____管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>9～17 (略)</p>	<p>9～17 (略)</p>
<p>(設備)</p> <p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設_{の設備の基準は、次のとおりとする。}</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 医務室 医療法_____第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9) (略)</p>	<p>(設備)</p> <p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設_{の設備の基準は、次のとおりとする。}</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(緊急時の対応)</p> <p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151</p>	<p>(緊急時の対応)</p> <p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151</p>

現行	改正案
<p>条第1項第1号に掲げる医師_____</p> <p>_____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>(追加)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)</u>に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第157条第5項に規定する<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する</u>こと。</p> <p>(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する<u>苦情の内容等を記録する</u>こと。</p> <p>(7) 第175条第3項に規定する<u>事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する</u>こと。</p> <p>(協力病院等)</p>	<p>条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、_____他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第157条第5項の<u>規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行う</u>こと。</p> <p>(6) 第177条において準用する第38条第2項の<u>規定による苦情の内容等の記録を行う</u>こと。</p> <p>(7) 第175条第3項の<u>規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行う</u>こと。</p> <p>(協力医療機関等)</p>

現行	改正案
<p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院</p> <hr/> <p>_____を定めておかなければならない。_____</p> <hr/>	<p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。この場合においては、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。</p>
(追加)	<p>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p>
(追加)	<p>(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p>
(追加)	<p>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p>
(追加)	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。</p>
(追加)	<p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p>
(追加)	<p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>
(追加)	<p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所</p>

現行	改正案
<p data-bbox="204 533 328 566"><u>2</u> (略)</p> <p data-bbox="248 636 413 669">(記録の整備)</p> <p data-bbox="204 689 440 723">第176条 (略)</p> <p data-bbox="209 741 783 960">2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p data-bbox="248 981 413 1014">(1) (略)</p> <p data-bbox="248 1032 783 1111">(2) 第155条第2項に規定する <u>提供</u>した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p data-bbox="248 1131 783 1305">(3) 第157条第5項に規定する <u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由</u>の記録</p> <p data-bbox="248 1326 783 1404">(4) 次条において準用する第28条に規定する <u>石川町への通知に係る</u>記録</p> <p data-bbox="248 1424 783 1503">(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する <u>苦情の内容等の</u>記録</p> <p data-bbox="248 1523 783 1648">(6) 前条第3項に規定する <u>事故の状況及び事故に際して採った処置</u>についての記録</p> <p data-bbox="248 1668 413 1702">(7) (略)</p> <p data-bbox="248 1722 328 1756">(準用)</p> <p data-bbox="204 1776 783 1984">第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項</p>	<p data-bbox="839 248 1394 512"><u>者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p data-bbox="810 533 935 566"><u>6</u> (略)</p> <p data-bbox="855 636 1019 669">(記録の整備)</p> <p data-bbox="810 689 1046 723">第176条 (略)</p> <p data-bbox="815 741 1390 960">2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p data-bbox="855 981 1019 1014">(1) (略)</p> <p data-bbox="855 1032 1390 1111">(2) 第155条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p data-bbox="855 1131 1390 1305">(3) 第157条第5項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p data-bbox="855 1326 1390 1404">(4) 次条において準用する第28条の<u>規定による</u>石川町への通知に係る記録</p> <p data-bbox="855 1424 1390 1503">(5) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p data-bbox="855 1523 1390 1648">(6) 前条第3項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p data-bbox="855 1668 1019 1702">(7) (略)</p> <p data-bbox="855 1722 935 1756">(準用)</p> <p data-bbox="810 1776 1390 1984">第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、<u>第59条の17第1項から第4項まで</u></p>

現行	改正案
<p>まで_____の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p>	<p>及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p>
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第187条 (略)	第187条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(追加)	<p><u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>
<u>5</u> (略)	<u>6</u> (略)
(準用)	(準用)
<p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の</p>	<p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の</p>

現行	改正案
<p>15、第59条の17第1項から第4項まで_____、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中</p>	<p>15、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第106条の2</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中</p>

現行	改正案
<p>「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>
<p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(<u>施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護</u>に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	<p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(<u>法第8条第23項第1号に規定するもの</u>に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>
<p>(従業者の員数等)</p>	<p>(従業者の員数等)</p>
<p>第191条 (略)</p>	<p>第191条 (略)</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p><u>(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(5) (略)</u></p>	<p><u>(4) (略)</u></p>
<p>8～14 (略)</p>	<p>8～14 (略)</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介</p>	<p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介</p>

現行	改正案
<p>護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針)</p> <p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>妥当適切に行うものとする。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____</p> <p>_____ <u>他の事業所、施設等</u> _____</p> <p>_____ <u>の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針)</p> <p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居室において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする</u></p>

現行	改正案
<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第201条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第197条第6号に規定する<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する<u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第28条に規定する<u>石川町への通知に係る記録</u></p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する<u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2</p>	<p><u>る。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第201条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第197条第6号の<u>規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第28条の<u>規定による石川町への通知に係る記録</u></p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2</p>

現行	改正案
<p>項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条</p> <p>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従事者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型</p>	<p>項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2</p> <p>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従事者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型</p>

現行	改正案
<p>居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式<u>その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>

(石川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 石川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(管理者)	(管理者)

現行	改正案
<p>第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、<u>第5項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、<u>第5項</u>に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p>

現行	改正案
<p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロム</u> <u>その他これらに準ずる方法により一定の</u> <u>事項を確実に記録しておくことができる</u> <u>物</u></p> <hr/> <p>_____をもって調製するファイルに前項 に規定する重要事項を記録したものを交 付する方法</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子</u> <u>的方式、磁気的方式その他の知覚によっ</u> <u>ては認識することができない方式で作ら</u> <u>れる記録であって、電子計算機による情報</u> <u>処理の用に供されるものをいう。第91条</u> <u>第1項において同じ。))に係る記録媒体を</u> <u>いう。)</u>をもって調製するファイルに前項 に規定する重要事項を記録したものを交 付する方法</p> <p>3～6 (略)</p>
<p>(揭示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概 要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の 勤務の体制その他の利用申込者のサービス の選択に資すると認められる重要事項_____</p> <hr/> <p>__を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者は、<u>前項に規定する重要事項を記載した書</u> <u>面を当該指定介護予防認知症対応型通所介</u> <u>護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも</u> <u>関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u></u> <u>の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>(揭示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概 要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の 勤務の体制その他の利用申込者のサービス の選択に資すると認められる重要事項(以下 <u>この条において単に「重要事項」という。)</u></p> <hr/> <p>を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者は、_____重要事項を記載した書 面を当該指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも 関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u> <u>の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業</u> <u>者は、原則として、重要事項をウェブサイト</u> <u>に掲載しなければならない。</u></p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者は、利用者に対する指定介護予防認知症対 応型通所介護の提供に関する次の各号に掲 げる記録を整備し、その完結の日から5年間 保存しなければならない。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者は、利用者に対する指定介護予防認知症対 応型通所介護の提供に関する次の各号に掲 げる記録を整備し、その完結の日から5年間 保存しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(追加)</p> <p><u>(3) 第24条に規定する石川町への通知に係る記録</u></p> <p><u>(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第24条の規定による石川町への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p>

現行			改正案		
<p>(13) (略)</p> <p>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>(15) (略)</p> <p>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設又は介護医療院（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員

現行			改正案		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師
7～13 (略) (管理者)	第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜		7～13 (略) (管理者)	第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</u> の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>他の事業所、施設等の職務</u>	

現行	改正案
<p>間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。))又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))に従事することができるものとする。</p>	<p>_____に従事することができるものとする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(設備及び備品等)</p>	<p>(設備及び備品等)</p>
<p>第48条 (略)</p>	<p>第48条 (略)</p>
<p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 宿泊室</p>	<p>(2) 宿泊室</p>
<p>ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするすることができるものとする。</p>	<p>ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするすることができるものとする。</p>
<p>イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p>	<p>イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p>
<p>ウ <u>ア及びイ</u> _____を満たす宿泊室(以下「個室」という。))以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から</p>	<p>ウ <u>ア及びイの基準</u>を満たす宿泊室(以下「個室」という。))以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から</p>

現行	改正案
<p>個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従事者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護従事者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p>

現行	改正案
<p>(記録の整備)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する<u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(4) 第53条第2項に規定する<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第24条に規定する<u>石川町への通知に係る記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する<u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する<u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(管理者)</p>	<p><u>第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の<u>規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(4) 第53条第2項の<u>規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第24条の<u>規定による石川町への通知に係る記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項の<u>規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項の<u>規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(管理者)</p>

現行	改正案
<p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同</u></p>

現行	改正案
	<p><u>生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>
(追加)	<p><u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。</u></p>
(追加)	<p><u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>
(追加)	<p><u>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>
(追加)	<p><u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p>
2 (略)	7 (略)
3 (略)	8 (略)
(記録の整備)	(記録の整備)

現行	改正案
<p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条に規定する石川町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。)」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通</p>	<p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条の規定による石川町への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。)」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通</p>

現行	改正案
<p>所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録____ _____ _____ _____により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>

(石川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)
第3条 石川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員_____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければな</p>	<p><u>介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 当該管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p><u>(2) 当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員<u>(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)</u>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければな</p>

現行	改正案
<p>らない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書を記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において、「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる</u> <u>物</u> <u>_____</u> <u>_____</u> _____をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>らない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書を記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において、「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。))に係る記録媒体を</u> <u>いう。)</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サー</u></p>

現行	改正案
<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条____の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 指定介護予防支援事業者____は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章____の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p>	<p><u>ビスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則____第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章<u>（第33条第29号を除く。）</u>の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p>
<p>(掲示)</p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項____を掲示しなければな</p>	<p>(掲示)</p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>（以下この条において単に「重要事項」という。）</u>を掲示しなければな</p>

現行	改正案
<p>係る記録</p> <p><u>(4) 第28条第2項に規定する</u> 苦情の内容等の記録</p> <p><u>(5) 第29条第2項に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3か月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p>	<p>係る記録</p> <p><u>(5) 第28条第2項の規定による</u> 苦情の内容等の記録</p> <p><u>(6) 第29条第2項の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3か月に1回</p> <hr/> <hr/> <p>、利用者に面接すること。</p>

現行	改正案
<p>(追加)</p>	<p><u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下このイにおいて単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p>
<p>(追加)</p> <p><u>イ 利用者の居宅を訪問しない月_____</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビ</p>	<p><u>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p><u>エ 利用者の居宅を訪問しない月(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)</u></p> <p>においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビ</p>

現行	改正案
<p>リテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p>	<p>リテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p>
<p>立 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p>
<p>(17)～(28) (略)</p>	<p>(17)～(28) (略)</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u></p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第35条 第4条及び第2章から前章(第28条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、<u>第13条</u>中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第35条 第4条及び第2章から前章(第28条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、<u>第13条第1項</u>中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p>
<p>(電磁的記録等)</p>	<p>(電磁的記録等)</p>
<p>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類する</p>	<p>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類する</p>

現行	改正案
<p>もののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>もののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 _____ により行うことができる。</p> <p>2 （略）</p>

（石川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 石川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>（基本方針）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u> _____、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、<u>地域包括支援センター</u>（<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。</u>）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第</p>

現行	改正案
<p>3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロム</u> <u>その他これらに準ずる方法により一定の</u> <u>事項を確実に記録しておくことができる</u> <u>物</u></p> <hr/> <p>_____をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを</p>	<p><u>居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数</u>のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第8項</u>に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第32条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを</p>

現行	改正案
<p>交付する方法</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(3)～(13) (略)</p>	<p>交付する方法</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> <u>第5項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>8</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2</u> <u>指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2)の3</u> <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(13) (略)</p>

現行	改正案
<p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。</p> <p>(追加)</p>	<p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回_____、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p>a <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p>b <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p>c <u>介護支援専門員が、テレビ電話装</u></p>

現行	改正案
<p>イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(16)～(28) (略)</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>指定</u>介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>指定</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する</u>重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(追加)</p> <p>(記録の整備)</p>	<p><u>置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(16)～(28) (略)</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定</u>介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p>

現行	改正案
<p>第32条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第27号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に</p>	<p>第32条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第27号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録</p>

現行	改正案
<p>よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>_____により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、令和7年4月1日から施行する。

- (1) 第1条中石川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第34条に1項を加える改正規定
- (2) 第2条中石川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第32条に1項を加える改正規定
- (3) 第3条中石川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第24条に1項を加える改正規定
- (4) 第4条中石川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第25条に1項を加える改正規定

(身体的拘束等の適正化に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の石川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第92条第7号及び第197条第7号並びに第2条の規定による改正後の石川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあ

るのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律133号）の規定に基づき指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたため。

議案第 1 2 号

石川町営住宅等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町営住宅等条例の一部を改正する条例

石川町営住宅等条例（平成 9 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(入居者の資格等)</p> <p>第 5 条 町営住宅等に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件(次項に規定する老人等にあつては、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる条件)を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに定める金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者が(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者である場合 2 1 万 4 千円</p> <p>(ア) 障害者基本法(昭和 4 5 年法律第 8 4 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者で、その障害の程度が同条第 2 項第 2 号で定める程度である者</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>(入居者の資格等)</p> <p>第 5 条 町営住宅等に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件_____を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに定める金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者が(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者である場合 2 1 万 4 千円</p> <p>(ア) 障害者基本法(昭和 4 5 年法律第 8 4 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる_____程度である者</p> <p>a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号)別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度</p> <p>b 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号)第 6 条第 3 項に規定する</p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>(イ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が同条第2項第3号で定める程度である者</p> <p>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(エ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者の_____いずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 21万4千円</p> <p>ウ 同居者に<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u>がある場合 21万4千円</p> <p>エ 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る町営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に転貸するために借り上げる町営住宅に入居する者である場合 21万4千円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、1</p>	<p><u>1級から3級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p>c <u>知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度</u></p> <p>(イ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が同条第2項第3号で定める程度である者</p> <p>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(エ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居する者がある場合はそのいずれもが60歳以上_____の者である場合 21万4千円</p> <p>ウ 同居者に<u>18歳未満の</u>_____者がある場合 21万4千円</p> <p>エ 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る町営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に転貸するために借り上げる町営住宅に入居する者である場合 21万4千円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、1</p>

現行	改正案
<p>5万8千円)</p> <p>オ アからエまでに掲げる場合以外の場 合 15万8千円</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>	<p>5万8千円)</p> <p>オ アからエまでに掲げる場合以外の場 合 15万8千円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>
<p><u>2 前項の「老人等」とは次の各号のいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)をいう。</u></p> <p><u>(1) 60歳以上の者</u></p> <p><u>(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であること。</u></p> <p>ア <u>身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p>イ <u>精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p>ウ <u>知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</u></p> <p><u>(3) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である者</u></p> <p><u>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生</u></p>	<p>(削除)</p>

現行	改正案
<p>労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(5) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</u></p> <p>(6) <u>海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>(7) <u>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する者</u></p> <p>ア <u>配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第6条 法第24条第1項に規定する者にあつては、前条第1項第1号から<u>第5号</u>まで(前条第2項に規定する老人等にあつては、</p>	<p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第6条 法第24条第1項に規定する者にあつては、前条第1項第1号から<u>第4号</u>まで</p>

現行	改正案
<p><u>前条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 法第24条第2項に規定する者にあつては、<u>前条第1項各号(前条第2項に規定する老人等にあつては、前条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号まで)</u>に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第11条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した<u>親族以外</u>の者を同居させようとするときは、省令第11条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町長は、前項の入居者と同居していた<u>もの</u>が暴力団員等であるときは、同項の承認をしてはならない。</p>	<p>_____に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 法第24条第2項に規定する者にあつては、前条第1項各号_____に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第11条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した<u>者</u>以外の者を同居させようとするときは、省令第11条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町長は、前項の入居者と同居していた<u>者</u>が暴力団員等であるときは、同項の承認をしてはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

町営住宅の入居資格について対象世帯の拡大を図るほか、文言の整理を行うため。

議案第 13 号

石川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川町水道事業の設置等に関する条例（昭和 42 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） <u>第 24 条の 2</u> 第 8 項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 20 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） <u>第 24 条の 2 の 8</u> 第 8 項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 20 万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

議会の同意を要する賠償責任の免除の規定において、引用している地方自治法の改正により条ずれが生じたため。

議案第14号

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(通勤手当) 第14条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、 <u>67,900円</u> を超えない範囲内で管理者が規程で定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して管理者が別に定める職員にあっては、その額から、その額に管理者が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額） (3) (略) 3～6 (略)	(通勤手当) 第14条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、 <u>70,600円</u> を超えない範囲内で管理者が規程で定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して管理者が別に定める職員にあっては、その額から、その額に管理者が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額） (3) (略) 3～6 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

ガソリン価格の変動等を勘案し、職員の自動車等の使用距離に応じて定める通勤手当額の限度額を改めるため。

議案第15号

石川町給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町給水条例の一部を改正する条例

石川町給水条例（昭和50年条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところによりあらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところによりあらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p>
<p>第34条 略</p>	<p>第34条 略</p>
<p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申し込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p>	<p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申し込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p>
<p>(過料)</p>	<p>(過料)</p>
<p>第37条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができ</p>	<p>第37条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができ</p>

現行	改正案
<p>る。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>る。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されるため。

議案第16号

石川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

石川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 2 略	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 2 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されるため。

議案第17号

令和5年度石川町一般会計補正予算（第10号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第18号

令和5年度石川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第19号

令和5年度石川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第20号

令和5年度石川町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

議案第21号

令和6年度石川町一般会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第22号

令和6年度石川町国民健康保険特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第23号

令和6年度石川町後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第24号

令和6年度石川町介護保険特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

議案第25号

令和6年度石川町母畑財産区特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

議案第26号

令和6年度石川町中谷財産区特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

議案第27号

令和6年度石川町土地開発事業特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第28号

令和6年度石川町宅地造成事業特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第29号

令和6年度石川町水道事業会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

